

# 国立大学法人山口大学における競争的資金等の不正防止に関する規則

平成19年10月9日規則第122号

改正 平成20年3月18日規則第52号 平成22年7月9日規則第123号  
平成23年3月31日規則第43号 平成23年6月27日規則第91号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における競争的資金等の適正な管理及び効率的な使用を図るため、本法人における競争的資金等の不正防止に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規則における次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的資金等」とは、資金配分機関が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から審査を経て研究者に助成される研究開発資金をいう。
- (2) 「不正」とは、競争的資金等のそれぞれの使用目的以外への流用又は架空の使用をいう。
- (3) 「研究者」とは、国立大学法人山口大学における研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則（平成19年規則第29号）第2条第2号に掲げる研究者をいう。
- (4) 「部局」とは、各学部、各研究科、各全学教育研究施設、大学評価室、エクステンションセンター、医学部附属病院、事務局、業務監査・指導室、財務監査・指導室及び学長戦略部をいう。

## 第2章 管理体制

### (最高管理責任者)

第3条 本法人に、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本法人の競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うとともに、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定める部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し、競争的資金等の不正防止に率先して対応し、不正防止計画の進捗管理に努めなければならない。

### (統括管理責任者)

第4条 本法人に、統括管理責任者を置き、財務施設担当副学長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本法人全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。

### (部局責任者)

第5条 部局に、部局責任者を置き、部局の長（事務局にあつては、財務施設を担当する副学長）をもって充てる。

2 部局責任者は、部局における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ。

（研究者の責務）

第6条 研究者は、競争的資金等は本法人により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、別に定める事務処理手続き及び行動規範を遵守しなければならない。

（職員の責務）

第7条 競争的資金等の事務処理に携わる職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分に認識するとともに、別に定める事務処理手続き及び行動規範を遵守しなければならない。

### 第3章 不正防止対策室

（設置）

第8条 最高管理責任者のもとに、国立大学法人山口大学競争的資金等不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）を置く。

（任務）

第9条 不正防止対策室は、競争的資金等の不正防止に関し、次の事項を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関すること。
- (3) その他不正防止のため必要な事項

2 不正防止対策室は、前項の任務遂行に当たっては、競争的資金等の不正防止が総合的かつ有機的に実施されるよう、財務監査・指導室、監事及び会計監査人と密接な連携を図るものとする。

（室長）

第10条 不正防止対策室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 室長は、不正防止対策室の業務を総括する。

（副室長）

第11条 不正防止対策室に副室長を置き、室長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

（室員）

第12条 不正防止対策室に室員若干名を置き、別に定める職員をもって充てる。

2 室員は、室長及び副室長の命を受け、不正防止対策室の業務を処理する。

## 第4章 相談窓口

### (設置)

第13条 本法人に、競争的資金等の事務手続き等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、別に定める職員をもって組織する。

3 相談窓口は、競争的資金等に係る事務手続き等に関する問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のために適切な支援に努めるものとする。

## 第5章 通報窓口

### (設置)

第14条 本法人に、競争的資金等の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

### (責任者及び担当者)

第15条 通報窓口責任者及び担当者を置く。

2 責任者は、財務監査・指導室長をもって充て、担当者は、財務監査・指導室の職員をもって充てる。

### (通報)

第16条 競争的資金等の不正の疑いが存在すると思料する者は、第14条に定める通報窓口に、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により通報を行うことができる。ただし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の悪意に基づく通報を行ってはならない。

## 第6章 不正対応委員会

### (設置)

第17条 本法人に、国立大学法人山口大学競争的資金等不正対応委員会（以下「不正対応委員会」という。）を置く。

### (任務)

第18条 不正対応委員会は、通報窓口に第16条の規定により競争的資金等の不正に関する通報又は報道等により競争的資金等の不正に関する指摘があった事項について、調査、審査及び認定を行うとともに、最高管理責任者又は部局責任者に対し、認定結果に基づく勧告等の措置を行う。

### (組織)

第19条 不正対応委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する本法人の大学教育職員2名
- (3) 財務部財務課長

- (4) 学術研究部研究推進課長
- (5) 財務監査・指導室長
- (6) その他最高管理責任者が必要と認める者

2 前項第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長)

第20条 不正対応委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、不正対応委員会を招集し、その議長となる。

#### (副委員長)

第21条 不正対応委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

#### (部会)

第22条 不正対応委員会に、競争的資金等の不正に関する通報のあった事項について調査を行うため、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関し必要な事項は、不正対応委員会が別に定める。

#### (成立及び議事)

第23条 不正対応委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

#### (調査、審査及び認定)

第24条 不正対応委員会は、通報窓口に第16条に定める競争的資金等の不正に関する通報又は報道等により競争的資金等の不正に関する指摘があった場合には、速やかに調査を行い、不正の有無及びその程度並びに不正に関与した者及びその関与の度合いについて審査し、調査開始後概ね3か月以内に事実の認定を行い、最高管理責任者に報告するとともに、当該通報を行った者及び調査対象者に認定結果を通知するものとする。

2 不正対応委員会は、競争的資金等の不正に関する通報が悪意に基づく通報である疑いが生じた場合には、当該通報者を調査対象者に含み、前項の調査、審査及び認定を行うものとする。

3 不正対応委員会は、前2項の事実の認定を行うに当たっては、調査対象者に、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

4 不正対応委員会は、個人情報、知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として、認定の概要を公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見も併せて公表するものとする。

#### (認定後の措置)

第25条 不正対応委員会は、不正の存在を認定した場合には、当該事案に対し、次の措置

をとることができる。

- (1) 調査対象者に対する教育研究活動の停止，研究費の使用停止，返還等の措置に関する最高管理責任者及び部局責任者への勧告
  - (2) 調査対象者に対する定期的な報告の義務づけ等の継続的な指導
  - (3) 研究資金提供機関，関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関等との協議
- 2 不正対応委員会は，不正が存在しなかったことを確認した場合には，調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために，十分な措置をとらなければならない。
  - 3 不正対応委員会は，競争的資金等の不正に関する通報が悪意に基づく通報であると認定した場合には，当該部局責任者に通知するものとする。

(不服申立及び再調査)

- 第26条 不正対応委員会の認定に不服のある競争的資金等の不正に関する通報者及び調査対象者は，認定結果通知後10日以内に，不正対応委員会に不服申立を行うことができる。
- 2 不正対応委員会は，認定結果に対する不服申立があった場合には，その趣旨，理由等を勘案の上，当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し，不服申立の却下を決定したときには，不服申立者に当該決定を通知するものとする。
  - 3 不正対応委員会は，再調査を行うことを決定したときには，通報者及び調査対象者に通知するものとする。
  - 4 前項の再調査は，概ね50日以内に終了しなければならない。

## 第7章 通報者及び調査協力者の保護

(通報者及び調査協力者の保護)

- 第27条 本法人は，第16条に定める競争的資金等の不正に関する通報を行った者（悪意に基づく通報を行った者を除く。）及び不正対応委員会が行う調査に協力した者が通報又は情報提供を行ったことを理由として解雇その他不利益な取扱いを受けないように，十分に配慮しなければならない。

## 第8章 守秘義務及び協力義務

(守秘義務)

- 第28条 相談窓口並びに通報窓口の責任者及び担当者，不正対応委員会の委員，不正対応委員会の行う調査の関係者，第30条に定める競争的資金等の不正防止に関する事務を処理する者その他の相談又は通報に関係する者は，通報を行った者の秘密を守るとともに，この規則に則り，本法人における競争的資金等の不正防止に誠実に対応するよう努めなければならない。

(協力義務)

- 第29条 職員は，正当な理由がある場合を除き，不正防止対策室及び不正対応委員会の行う調査等に誠実に協力しなければならない。

## 第9章 雑則

(事務)

第30条 本法人における競争的資金等の不正防止に関する事務は、財務部財務課において処理する。

(雑則)

第31条 この規則に定めるもののほか、本法人における競争的資金等の不正防止に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年10月9日から施行する。
- 2 この規則施行の際最初に最高管理責任者が指名する第19条第1項第2号及び第7号の不正対応委員会の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月9日から施行し、この規則による改正後の国立大学法人山口大学における競争的資金等の不正防止に関する規則第2条、第9条、第15条及び第19条の規定は、平成22年5月1日から、第5条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月27日から施行する。